

財務収益		
受取利息	7,059	7,059
雑益		514,466
經常収益合計		829,726,151
經常損失		△38,778,714
臨時損失		
補償損失		
固定資産除却損	172,559	172,559
臨時損失合計		172,559
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入注	172,559	172,559
臨時利益合計		172,559
当期純損失		△38,778,714
当期総損失		△38,778,714

注記事項

注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類		
第25期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）		
		単位：円
I 当期末処理損失		38,778,714
当期総損失	38,778,714	
II 損失処理額		
積立金取崩額	38,778,714	38,778,714
III 次期繰越欠損金		—

懲戒処分のお知らせ

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 第一東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
- 氏 名 本間 謙
- 登録番号 52781
- 事 務 所 東京都練馬区早宮2－17－37
- サニーヒルズ平和台205
- 本間総合法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1年
- 4 処分が効力を生じた年月日
- 令和8年10月2日
- 令和8年10月2日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

- 令和8年10月20日 福島県教育委員会
- 1 失効した免許状
- 氏名 菅野奈津美
- 本籍地 福島県
- 生年月日 昭和59年7月31日
- 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
- 幼稚園教諭二種免許状
- 令2幼二普第4号
- 令和2年4月1日、福島県教育委員会
- 2 失効年月日 令和8年8月22日
- 3 失効の事由
- 教育職員免許法第10条第1項第1号
- （同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当

行旅死亡人

 本籍・住所・氏名不詳、身長163センチメートルの男性遺体（推定年齢40歳以上60歳以下）、黒ナイロンジャケット、黒スウェットパンツ、下着など

 上記の者は、令和8年3月28日午前8時15分頃、秋田県山本郡八峰町八森字チコキ47番地8のチコキ崎灯台から真方位137度3,899メートル付近海域にて発見されました。

 身元不明につき遺体は火葬に付しておりますので、心当たりの方は、当町福祉保健課まで申し出てください。

令和8年10月20日
秋田県 八峰町長 堀内 満也

行旅死亡人

 本籍・住所・氏名不詳（自称近藤 圭）、男性、生年月日不詳（自称昭和20年12月16日）、70歳から80歳代

 上記の者は、令和元年7月8日より港区福祉事務所で生活保護を開始した者である。生活保護開始にあたって氏名、生年月日、本籍等を調査したが判明に至らなかった。令和2年2月19日より群馬県太田市にある在宅型有料老人ホーム花鳥風月おたに入所していたが、令和8年4月5日死亡した。氏名不詳のため群馬県警太田警察署に身元調査を依頼し調査を行ってもらったが判明に至らなかった。ご遺体は火葬に付し、ご遺骨は当区が保管しております。お心当たりの方は、港区保健福祉支援部生活福祉調整課まで申し出て下さい。

令和8年10月20日

東京都 港区長 清家 愛

会社その他の公告

解散公告

 当組合は、令和八年九月二十四日開催の臨時総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

札幌市厚別区大谷地東一丁目二番二〇号
やまひこ北海道地区農機商業協同組合
代表清算人 久保 俊郎

解散公告

 当社は、令和八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二
株式会社アズ水沢
代表清算人 合田 哲万

解散公告

 当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

仙台市青葉区北根里松一番三八号
内外計画株式会社
代表清算人 寺島 圭樹

解散公告

 当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮城県気仙沼市唐桑町荒谷前三四番地
有限会社ヤマヤ水産
清算人 伊藤 政雄

解散公告

 当法人は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮城県気仙沼市本吉町猪の鼻一八二番地の四
特定非営利活動法人泉里会
清算人 三浦 清人